

チームEat Allロゴマーク使用要領

令和2年1月9日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市食品ロス削減プロジェクト「チームEat All」の啓発及び認知度向上のため、さいたま市食品ロス削減プロジェクト チームEat All設置要綱（以下「設置要綱」という。）第5条第1項の規定により「チームEat All」に登録された事業者、事業者組合、特定非営利活動法人等（以下「参加事業者」という。）が、第6条第1項の規定によりチームEat Allロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、「チームEat Allロゴマーク使用マニュアル」（以下「使用マニュアル」という。）に示すものであり、さいたま市（以下「市」という。）が制作した図案及び文字列をいう。

(権利)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は市に帰属する。

(使用期限)

第4条 ロゴマークの使用期限は設けない。ただし、市が特に必要と認めるときは、市は参加事業者に対し、利用を終了すべき旨を指示することができるものとする。

(使用目的)

第5条 ロゴマークは、チームEat Allの認知度を向上させるとともに、参加事業者が食品ロスの削減を推進する意思を表明する目的で使用するものとする。

(使用要件)

第6条 ロゴマークは、設置要綱第5条第1項の「チームEat All登録通知書」の交付を受けた参加事業者が使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 市の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の商品名やブランド名として使用する場合
- (5) 当該参加事業者の商品及び技術等の品質を市が保証しているかのような誤解を招きやすい方法で使用する場合
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合

(8) その他市が不相当であると認める場合

（使用上の留意事項）

第7条 参加事業者は、ロゴマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

(1) 本要領、設置要綱及び使用マニュアルを遵守すること。

(2) 「チームEat All登録通知書」を受けたことによるロゴマークの使用の権利を譲渡し、転貸し又は継承しないこと。

(3) 市が提供したロゴマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（使用料）

第8条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（報告及び調査）

第9条 市は、ロゴマークを使用する参加事業者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（ロゴマークの使用中止）

第10条 設置要綱第8条の規定により参加登録を廃止する者は、「チームEat All登録廃止届」を提出した日からロゴマークを使用することはできない。

2 設置要綱第9条の規定により参加登録の取消しを受けた者は、取消しの日からロゴマークを使用することはできない。

3 市は、前項の規定により参加事業者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（参加登録をせずにロゴマークを使用した場合の差止め）

第11条 市は「チームEat All登録通知書」の交付を受けずにロゴマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

（経費等の負担）

第12条 市は、参加事業者が独自に行うロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

（非保証・免責事項）

第13条 市は、本要領によりロゴマークを使用した使用対象物等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 本制度は、参加事業者がチームEat Allの参加登録時に申込みしたロゴマークの使用内容について、市が正確性、適法性を保証するものではなく、参加事業者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 本制度は、参加事業者及び使用対象物について市が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第14条 市はロゴマークの使用に伴って参加事業者が生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 参加事業者は、ロゴマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、参加事業者の責任をもって処理するものとし、市は、それに関する一切の責務を負わない。

(要領の改定)

第15条 本要領は、市により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本要領の改定により参加事業者等に不利益が生じたとしても、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が定める。

附則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。